

介護職員等ベースアップ等支援加算 に係るよくある質問について

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長 寿社会課

よくある質問 その1

介護職員等ベースアップ等支援加算って何ですか？

回答

令和4年10月から新しくできた加算です。新しいと言っても、令和4年2月～9月までの期間、介護職員等処遇改善支援補助金として実施していた内容が加算へ移行したものです。

よくある質問 その2

介護職員等処遇改善支援補助金を受給していなかったけど、加算の算定はできますか？

回答

算定可能です。介護職員等処遇改善支援補助金の内容を引き継いだ加算ですが、補助金を受給していたか否かは、加算算定にあたって、関係ございませんので、ご安心ください。

よくある質問 その3

加算算定の流れは、介護職員処遇改善加算と同様に考えればよいですか？

回答

ご指摘のとおり、介護職員処遇改善加算などの処遇改善加算と同様の流れになります。計画書も統一された様式ですので、他の処遇改善加算と同時に作成が可能です。

よくある質問 その4

介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件がわからない。

回答

下記のURLから鳥取県ホームページへ移動していただき、移動先ページにある「厚生労働省老健局長通知」をご確認ください。次ページに概要をまとめていますので、ご参照ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ



賃金改善額の2/3以上にあたる金額をベースアップで行ってください。その他の職員へも賃金改善を行う場合は、2/3ベースアップ要件は、介護職員とその他職員の両方で満たしてください。

よくある質問 その5

介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する場合、加算届の提出も必要？

回答

必要です。ただし、令和4年10月以降に介護職員等ベースアップ等支援加算を取得し、加算届を提出済の事業所については、令和5年度に改めて加算届を提出する必要はありません。

取得率

介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）を取得している
事業所の

85%

が取得しています。

介護職員処遇改善加算を取得している事業所
におかれましては、介護職員等ベースアップ
等支援加算を取得していただくようお願いします。

